

成年年齢引下げに伴う贈与税・相続税の改正について

1. 概要

民法改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これに伴い、贈与税及び相続税の規定における20歳を基準とする要件についても18歳に引き下げる税制改正が行われています。

贈与や相続で、これまで20歳以上とされてきた特例の対象が、18歳～19歳の新成人にも広がることになります。

どのような特例があるか見ていきましょう。



2. 18歳成人も対象となる贈与税・相続税の主な特例

制度と概要		受贈者や相続人等の年齢要件	
		令和4年3月31日以前の贈与・相続等	令和4年4月1日以後の贈与・相続等
贈与税	相続税精算課税制度 <ul style="list-style-type: none"> 「過去の贈与を相続のときにすべて精算する」という贈与制度の1つ 受贈者が累計2,500万円まで贈与税を納めずに贈与を受けることができる 但し贈与時は非課税でも、相続時に相続税が発生する可能性がある 		
	住宅取得等資金の非課税等 <ul style="list-style-type: none"> 父母や祖父母など直系尊属から贈与された資金により住宅を取得した場合等において、一定限度額まで贈与税が非課税となるもの 	その年の1月1日において20歳以上	その年の1月1日において 18歳以上
	贈与税の特例税率 <ul style="list-style-type: none"> 父母や祖父母など直系尊属からの贈与により取得した財産に係る贈与税につき、軽減税率が使える制度 税率が最大10%低くなる 		
	事業承継税制 <ul style="list-style-type: none"> 事業承継を条件に贈与税・相続税が猶予又は免除される制度 非上場会社の株式等(法人の場合)、事業用資産(個人事業者の場合)が対象 経営承継円滑化法による都道府県知事の認定を受ける必要がある 	贈与の日において20歳以上	贈与の日において 18歳以上
	結婚・子育て資金の非課税 <ul style="list-style-type: none"> 父母や祖父母など直系尊属から、結婚・子育て資金に充てるための一括贈与を受けた場合、最大で1,000万円までの部分について贈与税が非課税となる制度 金融機関に結婚・子育て資金口座の開設等を行った上で、非課税申告書を、当該金融機関を通じて税務署に提出する必要がある 	金融機関と、結婚・子育て資金管理契約を締結した日において20歳以上50歳未満	金融機関と、結婚・子育て資金管理契約を締結した日において 18歳以上50歳未満
相続税	未成年者控除 <ul style="list-style-type: none"> 相続人の中に未成年者がいる場合、未成年者が本来納めるべき相続税額から一定額を控除することができる制度 控除額は、(成年年齢－相続したときの年齢)×10万円 	相続等の日において20歳未満	相続等の日において 18歳未満

- ・年齢要件が18歳であっても、各制度によって基準日が異なりますので注意が必要です。
- ・各制度の概要については、大まかな内容を記載しております。実際の適用については、上記以外にも細かい規定等がございますので、ご興味のある場合は弊社までご連絡ください。